

○京都府自治会館管理組合公告式条例

(平成8年1月19日条例第1号)

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例、規則その他公告を要するものを公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例、規則その他の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

京都府自治会館掲示場

附 則

この条例は、公布の日から施行する。